

業務指示書

カンボジア国第四次プノンペン都洪水防御・排水改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年1月27日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2016年1月29日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

○ 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用語については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

がいるの補強は認めません。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注 2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注 4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注 5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注 6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務 : 全途上国における排水施設・機材整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

○
注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

○
注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任者／洪水対策計画／運営維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市洪水対策
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 排水施設計画】

- 1) 類似業務の経験：排水施設計画
- 2) 対象国又は同類似地域：カンボジア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工計画／積算】

- 1) 類似業務の経験：施工計画/積算
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）



第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年2月5日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき



第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

「第3 業務実施上の条件」の「5. 現地再委託」における「自然条件等調査」に係る経費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.030 円 , US\$1 = 120.30 円 , EUR1 = 131.90 円)

第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任者/洪水対策計画/運営維持管理

排水施設計画1

施工計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.15 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、 2016年3月4日(金) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- (○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
カンボジア国第四次プノンペン都洪水防御・排水改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事者予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／洪水対策計画／運営維持管理	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 排水施設設計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施工計画／積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

カンボジア王国（以下カンボジア国）の首都であるプノンペン都（人口約180万人、面積は約678平方km）は、その地形的特徴から毎年洪水のリスクが高く、河川氾濫による洪水（外水）に対しては市街地の周囲の輪中堤防により、また市街地に降った雨（内水）は排水施設（排水管、ポンプ）で排水することにより、市街地を洪水災害から守ってきた。プノンペン都内のこれらの洪水防御・排水施設は、フランス植民地時代から1960年代に整備された施設が多いため老朽化が著しく、また1970年～80年代にかけての内戦の影響により、機能が低下している。これに起因した洪水被害・排水不良は、家屋の浸水や道路の水没等、市民生活に支障を来たしているほか、交通渋滞や衛生問題発生の一因となっている。

プノンペン都においては、過去、ADBなどの支援により排水改善事業を実施してきたが、総合的な都市排水・洪水対策には至っていなかったため、1999年に当機構は「プノンペン市都市排水・洪水対策計画調査」を実施し、都市排水及び洪水対策に係るマスターplanを策定した。我が国は、当該マスターplanに沿って、無償資金協力により「プノンペン市洪水防御・排水改善計画」を第三次まで実施し、堤防強化、市内幹線排水路の改修及び新規敷設、またポンプ排水施設の更新などを支援してきている。

一方で、カンボジア国政府は、「カンボジア国家戦略開発計画（NSDP）2014－2018」において、水資源の管理を優先的な開発目標の一つと位置づけており、その中に洪水対策が明記されることになった。

こうした状況の下、カンボジア国政府は、1999年マスターplanの対象エリアで整備が進んでおらず被害が大きいプノンペン都北部（ワットプノン北部排水区やトルコク排水区）における排水施設の整備と、第二次で支援したトラベック排水区のポンプ施設に除塵機の設置等を内容とする無償資金協力「第四次プノンペン都洪水防御・排水改善計画（以下、本プロジェクト）」を我が国に要請した。本プロジェクトにより、プノンペン都中心部における排水の改善、また、外水氾濫が発生した際の市内の浸水被害低減を図り、プノンペン都の洪水防御・排水改善にかかる総合的な効果の発現が期待されている。

「第四次プノンペン都洪水防御・排水改善計画準備調査」（以下、本業務）は、現地調査及びカンボジア国政府関係者との協議を通じ、本プロジェクトの必要性、妥当性を確認のうえ、無償資金協力事業として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略

事業費を積算することを目的とする。

なお、プノンペン都は 2008 年以降、順次行政区域を拡大してきており、上述のマスター プランも現実に合致しない部分が生じてきたことから、当機構は 2014 年 8 月から開発計画調査型技術協力「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」を実施し、このマスター プランの改訂作業を進めており、2016 年 3 月を目途にドラフト・ファイナルレポートがプノンペン都へ提出される予定である。この改訂マスター プランでは、過去に実施された支援を踏まえ、最新の行政区域を対象に、排水改善事業の長期計画を策定することにしており、本無償の要請内容についても解析と経済性評価を通じた優先順位付けを行うことにしている。



2. プロジェクト概要

(1) 上位目標 :

- ・プノンペン都民の生計が安定する。
- ・プノンペン都の洪水被害の軽減を考慮した都市開発がなされる。
- ・プノンペン都の衛生・環境状況が改善される。

※要請書に記載のとおり

(2) プロジェクト目標 :

プノンペン都における雨水による浸水が最小化し、浸水被害が軽減する。

※要請書に記載のとおり



(3) 期待される成果 :

対象地域における排水能力が向上する。

(4) プロジェクト内容

我が国への要請内容（詳細は別添 1 及び別添 2 を参照）：

- 1) ワットプノン北側エリアの排水システム改善（※1）
- 2) プノンペン経済特区の洪水管理システム（※2）
- 3) 第二次プノンペン都洪水防御・排水改善計画で整備した排水ポンプ場の機械式除塵機（※1）
- 4) トルコーク地域の排水システム改善（※1）
- 5) ポチェントン地域（東西）の排水システム改善（※2）

6) トラベック地域の排水ポンプ場建設（※2）

7) 排水関連機材（移動式排水ポンプ車、調整池浚渫用機材等）（※3）

※1 「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」によるマスタープラン見直しの中で優先度が1とされる予定で、その内容は同プロジェクトのプログレスレポートⅡ（6.11）を参照。

※2 同マスタープラン見直しで優先度が2以下、または不対象とする予定のもの。

※3 特定区域に限定されるものではないが、同マスタープラン見直しでは必要性、有効性が認められる機材（移動式排水ポンプ車のみ/数量目安は2～3台程度）につき優先度を1とする予定。

○ (5) 対象地域（サイト）：

プノンペン都ワットプノン北側地区、トルコーク地区

○ (6) 関係官庁・機関

主管官庁： プノンペン都

実施機関： プノンペン都公共事業運輸局（Department of Public Works and Transport（以下、DPWT））

○ (7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

1) 開発調査「プノンペン市都市排水・洪水対策計画調査」（1998－1999）

　　＜プノンペン市都市排水・洪水対策マスタープランの作成＞

2) 技術協力「研修員受け入れ（下水、排水関係者）」（2002、2003）

3) 無償資金協力「プノンペン市洪水防御・排水改善計画」（2001－2004）

　　＜輪中堤補強（4.34km）、排水路改修（4.54km）、ポンプ場新設（1箇所）、樋管改修（2箇所）、樋管新設（1箇所）＞

4) 無償資金協力「第二次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」（2005－2010）

　　＜護岸改修（0.33km）、排水管路（6.20km）、ポンプ場・貯留層新設（4箇所）＞

5) 無償資金協力「第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」（2011－2016）

　　＜排水管路敷設（20.65 km）、チャンバー改修（1箇所）、排水システム維持管理機材調達（8台）＞

6) 開発計画調査型技術協力「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」

(2014-2016)

(8) 他ドナー等の援助活動

- 1) パリ市「排水網の現況評価事業」(1994-1995)
- 2) パリ市「プノンペン市復興のための制度的支援」(1995-1997)
- 3) パリ市「サラン地域再開発計画」(1998)
- 4) パリ市「プノンペン衛生プロジェクト」(2002-2005)
- 5) AFD「プノンペン市の都市開発担当機関の人材に対する支援プロジェクト」
(2002-2005)
- 6) ノルウェー開発協力局「都市排水部局組織体制構築」(1997-2002)
- 7) ADB「都市用供給・汚水処理プロジェクト」(1995-1996)
- 8) ADB「プノンペン市給水・排水プロジェクト Part B: 排水改善」(1998-2003)
- 9) ADB「コップスロウ堤防補強工事」(2001-2002)

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、本プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、カンボジア国政府から要請のあった本プロジェクトについて、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がカンボジア国政府側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 業務方針及び留意事項

(1) 調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、準備調査報告書（案）の作成等に必要

な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1回目）、②準備調査報告書（案）を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（2回目）、の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

また、第1回目の現地調査に関しては、4月中旬の現地の祝日を考慮した効率的な調査計画をプロポーザルで提案する。

（2）対象コンポーネント

上述の通り、「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」において現況、課題、計画フレーム（計画目標年次、排水区画割（更新）等）、設計条件、雨水排水改善案、施設設計、概算事業費積算、経済・財務分析といったマスタープラン改定作業の一環として、本プロジェクトのコンポーネントの優先順位づけを行っており、この優先順位づけに関しては、プノンペン都から一定の合意を得ている。したがって、本業務においては、本プロジェクトの趣旨及び全体事業費に留意し、この中で優先順位1とされているコンポーネント（数量、規模）を調査対象とし、その妥当性を再度確認するとともに、本プロジェクトのコンポーネントとすることにつきカンボジア国政府と合意する。もし、本プロジェクトの対象コンポーネントに変更が生じる場合は、その内容、数量に応じて本業務の契約変更を行い、最適な調査形態（M/M、担当分野構成）とする。

なお、上記プロジェクトのドラフト・ファイナルレポートは2016年3月を目途にプノンペン都へ提出される予定であるので、その後、当機構から本業務従事者へ同レポートを提供する予定。

本業務における調査は、原則として同レポートでまとめられている内容（ただし、マスタープランのレベル）をレビューしたうえで、不足事項を確認（調査）することとし、業務の効率化を図る。

（3）計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力事業として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分当機構と協議する。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認する。

1) 現地調査（1回目）帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 現地調査（2回目）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（4）既存案件との整合

1999年の当機構による開発調査、我が国無償資金協力（第一次～第三次）及びADBなどの他ドナーにより整備された排水システム及び洪水防御施設などの本案件に先立つ協力内容を上述のドラフト・ファイナルレポートで確認し、本プロジェクトがそれらと整合性を保った協力内容となるよう留意する。その際、先方実施機関で効果的な運用、維持管理、将来的なネットワーク拡張が可能な事業計画を検討する。

（5）類似案件の教訓と成果の反映

「プノンペン市洪水防御・排水改善計画」及び「第二次プノンペン市洪水防御及び排水改善計画」の事後評価にて、排水施設における適正な清掃計画に基づいた清掃活動が実施されていないこと、住民による排水管や排水施設への廃棄物投棄が事業効果に負の影響を及ぼしていると言及されている。また、2015年末に完工した「第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」においてソフトコンポーネントによる清掃計画策定、清掃機材維持管理にかかる能力強化支援が実施され、今後、DPWTの清掃計画に基づく対応により状況改善が図られる見込まれる。本プロジェクトで対象とするコンポーネントに関しても、これらの教訓と成果を踏まえ、地域住民への啓発活動といった関連機関（部署）との連携策、施設及び機材の効果的な活用・維持管理に資する必要な対策をプロポーザルで提案するとともに、現地調査を通じてそれらを概略設計へ反映し、ソフトコンポーネントの計画を検討する。

（6）環境社会配慮

施行における近隣住民の移転や交通へ与える影響などの観点から本案件は環境カテゴリ「B」と位置づけられていることから、環境社会配慮、環境許認可の要否及び住民移転計画の必要性の有無とその対策について、「JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」に基づき十分に調査する。またカンボジア国法令等

により必要とされる環境社会配慮に係るカンボジア国政府の対策及び上述の無償資金協力（第一次～第三次）における対策実績とその影響や評価について確認する。なお、本プロジェクトで対象とする予定のコンポーネントには約20世帯の住民移転の可能性があるため、上記のとおりガイドラインに沿った調査を行うとともに、住民移転、用地取得が発生する場合には、カンボジア国の法令等に基づいた環境社会配慮を十分に考慮した施設計画（可能な場合は代替案）を検討し、適切な対応をカンボジア国政府へ依頼する。

6. 業務の内容

○ 上記「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) カンボジア国家開発計画及び関連開発計画における本プロジェクトの位置づけ、必要性及び意義を確認する。
- 2) 「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」の調査結果を踏まえ、不足事項がある場合は追加で社会経済状況調査を行う。
- 3) 「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」の調査結果を踏まえ、近年の浸水の原因と、排水不良がプノンペン都に及ぼしている影響を対象コンポーネントに絞って詳細に評価し、本プロジェクトがこれらの問題解決に果たす役割を確認する。
- 4) 本プロジェクトに関連するカンボジア国独自の事業、他国・ドナーからの支援の有無等につき最新状況を確認する。また、もしある場合、本プロジェ

クトとの重複や齟齬の有無、内容を確認し、本プロジェクトの計画に反映する。

(4) 相手国側の実施体制・実行能力

- 1) DPWT の人員配置計画、予算措置、洪水対策に関する技術的能力・実施体制、財務状況等を調査する。
- 2) 上述の無償資金協力（第一次～第三次）や ADB 等の他ドナーにより整備された洪水防御・排水施設の稼働状況、維持・管理状況を調査し、これら施設の運用及び維持管理状況を確認する。
- 3) 本プロジェクトのプロジェクト目標を達成するために必要となる相手側分担事業内容を確認し、これらの事業実施のための計画を提案する。



(5) プロジェクトの妥当性、効果、適切な規模、内容等

- 1) 本案件対象地域の排水施設の改善及び維持管理機材の導入による社会的・経済的效果については、「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」の調査結果を踏まえ、本案件の必要性、妥当性につき改めて検討する。
- 2) 要請内容については、「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」による優先順位付けの妥当性を再評価(検討)し、無償資金協力の対象事業として、また先方実施機関の運営維持管理能力に鑑み、妥当な内容、規模となるような施設、機材計画を検討する。
- 3) 上述の無償資金協力（第一次及び第二次）の案件別事後評価において、投棄された廃棄物が既存及び新設した排水管路に詰まり、排水能力を低下させている現状が確認されている。廃棄物の排水に対する影響を既存資料、本業務での調査を通じて評価した上で、対象コンポーネントが効果的・効率的に機能するような対応策を検討し、また必要に応じてソフトコンポーネントの計画を作成する。



(6) 施設、機材計画調査

- 1) 対象地域に適した施設、機材の規模及び種類を検討する。
- 2) カンボジア国内における建築基準等、施設建設や機材設置にあたって参考となる基準・情報の収集を行い、計画に反映させる。
- 3) 特に洪水時の交通・電力事情を確認し、本プロジェクトによる資機材調達の必要性及び妥当性を検討した上で、機材計画を策定する。

- 4) 排水路整備に当っては、対象地域の属性、既存街路の排水機能と本プロジェクトの関係、影響を評価し、全体事業費への影響を十分踏まえつつ、街路整備に配慮した現状復旧計画を作成する。

(7) 施工計画調査

- 1) 本プロジェクト対象地域における施設施工計画調査を行う。また、その際は雨季を考慮した施工計画とするよう留意する。
- 2) 現地の労務状況、労務関連法規等の労働関連基準や状況を確認し、施工計画に反映させる。
- 3) 現地の施工基準等、施設建設関連の基準、状況を確認し、施工計画に反映させる。
- 4) 近隣住民や交通への影響など、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」を踏まえた施工計画を立案する。
- 5) カンボジア国における施工業者の体制、施工能力を把握し、それらを考慮した施工計画を策定する。

(8) 許認可調査

カンボジア国での設計・建設行為の許認可に係る法令の詳細を確認し、本プロジェクト実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、関連省庁、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

(9) 調達事情調査

- 1) 設置機材及び施設建設のための資機材や建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、搬入ルート及び手段等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達、施工計画を策定する。
- 2) 機材については、スペアパーツが容易に入手可能な資材を使用するなど、現地で維持管理が容易となるよう仕様を検討し、最適な調達方法を調査する。その際、必要となるスペアパーツや消耗品類の入手方法についても調査し、機材計画に反映する。

(10) 環境社会配慮事項に係る調査

〔環境影響評価〕

- 1) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」に基づき、環境社会配慮

面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」（配布資料）に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」＜参考資料＞の、環境チェックリスト案を作成するとともに、重要な環境社会影響項目の予測・評価委及び緩和策、モニタリング計画案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
 - (イ) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法
 - (ウ) 関係機関の役割
- ③ スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

〔住民移転文書〕

- 1) 「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行い、簡易住民移転計画の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調

- 査等の関連調査結果も当機構へ提出する。
- 本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。
- ① 用地取得・住民移転の必要性
 - ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
 - ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - ⑩ 費用と財源
 - ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - ⑫ 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(11) 自然条件等調査

別紙「自然条件等調査仕様書」に従って、自然条件、地質状況および既存の排水管路の状況等について調査する(平面測量、路線測量、縦横断測量等)。

(12) プロジェクト内容の計画策定

現地調査(1回目)の結果を踏まえ、帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

さらに帰国後 30 日以内を目途に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネント等の概略設計方針について関係者と協議を行う。

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計、機材仕様書(案))を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」(2009

年3月)を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 計画・設計の方針

自然環境条件や現地建設事情、関連インフラ事情、施工・調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本プロジェクト(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画される事業内容の基本プロジェクトを検討する。

3) 概略設計図の策定

4) 施工監理計画

ア. 施工方針

イ. 施工上の留意事項

ウ. 施工区分(先方負担工事との区分)

エ. 施工監理計画

オ. 品質管理計画

カ. 資機材等調達計画

キ. 実施工程

5) 機材調達計画

ア. 機材計画(内容、数量、用途、優先順位付け等)

イ. 調達事情調査(第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等)

ウ. 消耗品、スペアパーツ等の入手手段

エ. 配置場所

オ. 機材の輸送経路、通関手続き、保険

(13) ソフトコンポーネントの必要性の有無と内容

施設・機材の維持管理等に関するソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントにつ

いてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。
また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本プロジェクトにより整備される機材をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。

（14）相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じない、あるいは最小化するよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。また、無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新していくものである。

免税情報は当機構カンボジア事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて同事務所と合意し、毎調査終了時には必ず同事務所へ報告する。

（15）運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

本プロジェクトで整備される施設及び機材を適切に運用するために必要なDPWTの体制を確認、検討する。また、施設及び機材の運営並びに維持管理の計画を策定し、設置当初及び運用開始後に経常的に必要となる費用を積算する。また、機器の定期点検、修理等の維持管理に関するベンダー情報についてDPWTに提案するための資料を作成する。

（16）プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対

象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月）」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。



3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア. 実施時期

イ. 事業費（総事業費及び内訳）

ウ. 概略の仕様

エ. 入札方法（P Q基準、国際入札／国内入札等）

オ. 契約条件（総価方式／B Q方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）



カ. 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備的経費

本プロジェクトに関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを当機構に提供する。当機構が算定した予備的経费率を概略事業費に反映させる。

ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ. 工事量変動にかかるリスク

ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）

エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ. 治安状況にかかるリスク

(17) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

(18) 安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA建設工事安全管理ガイダンス」（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針に留意するとともに、カンボジア国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

(19) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面とともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(22) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をカンボジア国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。



7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(11)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は当機構へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1) 業務計画書	: 和文 5 部
(2) インセプション・レポート	: 和文 5 部 : 英文 15 部
(3) 現地調査結果概要	: 和文 5 部
(4) 準備調査報告書（案）	: 和文 5 部 : 英文 15 部
(5) 機材仕様書（案）	: 和文 2 部 : 英文 15 部
(6) 概略事業費（無償）積算内訳書 (※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)	: 和文 2 部
(7) 概要資料 (※完成予想図を含む。)	: 和文 1 部及び CD-R 1 枚
(8) 準備調査報告書 (※完成予想図を含む。)	: 和文（製本版）10 部及び CD-R 1 枚 : 英文（製本版）20 部及び CD-R3 枚 : 和文（簡易製本版）4 部及び CD-R 1 枚
(9) 機材仕様書	: 和文 2 部 : 英文 15 部
(10) デジタル画像集	: CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
(11) 進捗報告書（Project Monitoring）	: 英文 3 部



Report) の初版

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (6) 概略事業費（無償）積算内訳書については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2011 年 3 月）」に準拠することとする。

注 3) (8) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語文（英文）報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第 3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2016 年 3 月下旬から国内事前準備を開始し、2016 年 4 月上旬から現地調査を行う。帰国後に国内解析を実施し、2016 年 9 月上旬までに概略事業費積算を行い、2016 年 9 月中旬には準備調査報告書（案）説明、2016 年 10 月中旬までに概要資料を、2016 年 11 月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

時期 項目	2016 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
(概略設計調査)										
事前準備		■								
現地調査(OD)			■■■							

国内解析											
概略設計 ドラフト説明 (DOD)									■		
国内整理									■		
概略設計 概要資料提出									△		
最終報告書提出										▲	



2. 業務量の目途と従事者の構成（案）

（1）業務量の目途： 全体 16.45M/M

（2）業務従事者の構成

- （ア）業務主任／洪水対策計画／運営維持管理（2号）
- （イ）排水施設計画1（3号）
- （ウ）排水施設計画2
- （エ）排水施設計画3
- （オ）施工計画／積算（3号）
- （カ）機材計画
- （キ）自然条件調査
- （ク）環境社会配慮



注) 本業務の従事者構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成、格付けがある場合、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫とともにプロポーザルにて提案すること。

3. 参考資料等

1) 配布資料

- ・無償資金協力要請書 [PDF]
- ・カテゴリB案件報告書執筆要領 [PDF]
- ・「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」プログレスレポート2 [PDF]

- 2) 公開資料（JICA 図書館にて入手可：<http://libopac.jica.go.jp/>）
- ・カンボディア国 プノンペン市都市排水整備計画調査事前調査報告書
 - ・プノンペン市 都市排水・洪水対策計画調査最終報告書 要約
 - ・カンボディア王国 プノンペン市洪水防御・排水改善計画基本設計調査報告書
 - ・カンボジア王国 プノンペン市洪水防御・排水改善計画(フェーズ II)基本設計調査報告書
 - ・カンボジア国 第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画準備調査報告書 — [先行公表版]
 - ・カンボジア国 第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画準備調査報告書

○ 4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

（1）現地調査

1) 団員構成

総括（JICA）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：2016年4月上旬頃（約9日間）

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容の検討を行い、ミニッツを取りまとめる。

（2）概略設計概要説明

1) 団員構成

総括（JICA）

計画管理（JICA）

2) 調査行程：2016年9月下旬頃（約8日間）

3) 目的：準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを作成する。

○ 5. 現地再委託

自然条件等調査（地形測量、地質調査等）については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、別紙を参考に効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。なお、上記調査にかかる費用は別見積りとして計上すること。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他留意事項

（1）無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトが我が国無償資金協力として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2013年11月）の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

（2）業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

（3）複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（4）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、当機構カンボジア事務所、在カンボジア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等

について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制を当機構に提出する。

(5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上

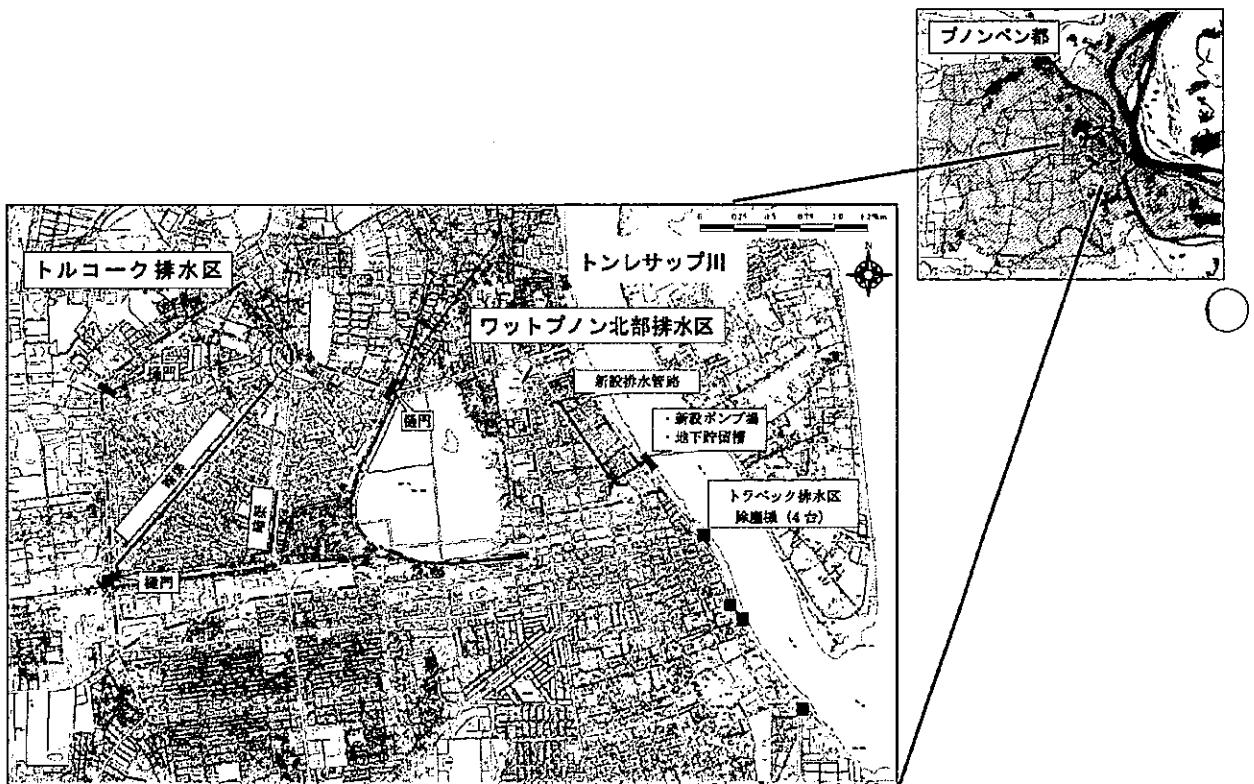


本プロジェクトの要請内容

No.	要請書上の Component	対象場所	コンポーネントの主な 内容	プロンペン 都優先順位	事業費(要 請書上)
1	Improvement of Wat Phnom Northern area drainage system -Construction of drainage pipe from Wat Phnom to Japan Bridge and Pumping Station, remaining area from Phase 2	Wat Phnom Northern area	<ul style="list-style-type: none"> • Drainage pipe: f1700mm, L=250m f1500mm, L=730m f1000mm, L=200m • Pumping Station: 1.4m³/s • Underground reservoir: V=2400m³ 	[1]	8.8 million USD
2	Improvement of flood control facility to Phnom Penh Special Economic Zone -Improvement of medium size earth canal with maintenance road -Construction of One box culverts and two sluiceways	Phnom Penh Special Economic Zone	<ul style="list-style-type: none"> • Box Culvert: W15m x H3m • Earth Canal with Maintenance Road: W=4~15m, L=4.8km in Total • Sluiceway: W15m x H3m, W10m x H3m 	[1]	6.2 million USD
3	Mechanical screen cleaning equipments to screen pits at Pumping Stations constructed in phase 2	Screen pits at Pumping Stations along Sap river	<ul style="list-style-type: none"> • Mechanical Screen: 4 units at Pumping Stations of <ol style="list-style-type: none"> 1. Chak Tomuk (PS1) 2. Preah Kumlung 2 (PS2) 3. Psar Kandal (PS4) 4. Psar Chas (PS5) 	[1]	2.8 million USD
4	Improvement of Tuol Kork area drainage system-Tuol Kork area: Sluiceway (3units), Drainage Main (Box Culvert 1.9km and 0.6km)	Tuol Kork area	<ul style="list-style-type: none"> • Sluiceway: 3 Locations • Box Culvert: 1.9km, 0.6km (2 lines) 	[1]	17.9 million USD

5	Improvement of Pochentong East & West area drainage system -Pochentong East: Pumping Station (10m ³ /s), sluiceway, Regulation Pond, Drainage Channel (9km) -West area: Draiage Channel (12km)	Pochentong East & West area	Pochentong East Area: • Pumping Station: 10m ³ /s • Sluiceway, Regulation Pond • Drainage Channel: 9km Pochentong West Area: • Drainage Channel: 12km	【East=2, West=3】	35.8 million USD
6	Boeng Trabek Pumping Station II -Construction of pumping station in addition to the existing one	Boeng Trabek	• Pumping Station: 1箇所 (8~10m ³ /s)	【4】	10 million USD
7	Procurement of Detention Pond cleaning equipment -for Boeng Trabek, Boeng Tumpun, Tuol Kork 1 & 2 ponds	Boeng Trabek, Boeng Tumpun, Tuol Kork	Mobile Pump, Dredger, Floating backhoe, Barge, Long Arm Backhoe, Water Tight Dump Truck, 等	【5】	4.1 million USD

第四次プノンペン都洪水防御・排水改善計画 地図



カンボジア国
第四次プノンペン都洪水防御・排水改善計画準備調査
現地調査 自然条件等調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、本プロジェクト・サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

○ また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本プロジェクトの妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うこととする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合は、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計調査等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨を記載する。

2. 調査項目（例）

(1) 社会環境（浸水被害）状況調査

目的：事業規模検討及び効果測定に必要な指標を設定する。

内容：既存データ収集、聞き取り調査等

(2) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、縦断測量、横断測量、水準測量等

(3) 地質調査

目的：地下貯留施設、排水ポンプ場の設計・積算に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング調査（2か所）

(4) 路線測量、地下埋設物調査

目的：排水管網の計画に必要なマンホール、地下埋設物状況の把握

内容：マンホール測量、施工図確認、試掘調査等

以上

